

平成29年度 都の収去検査により発見された違反食品

番号	違反条文	違反内容	分類	一般名称	検査結果	備考(行政措置の内容等)
1	食品衛生法 第6条第2号	規制値を超える 下痢性貝毒の 検出	魚介類及び その加工品	ホタテガイ	規制値を超える下痢性貝毒を検出	出荷者を所管する 自治体に通報
2		規制値を超える シアン化合物の 検出	その他の 食品	びわ種子加工食品	規制値を超えるシアン化合物を検出	製造者を所管する 自治体に通報
3				びわ種子加工食品	規制値を超えるシアン化合物を検出	製造者を所管する 自治体に通報
4	食品衛生法 第11条第2項	成分規格違反	乳・乳類等	ラクトアイス	成分規格違反 (大腸菌群)	製造者に対し 改善を指導
5			魚介類及び その加工品	アオヤギ貝柱	成分規格違反 (腸炎ビブリオ最確数)	製造者を所管する 自治体に通報
6				ホタテ貝柱	成分規格違反 (腸炎ビブリオ最確数)	製造者を所管する 自治体に通報
7		農薬等の 残留基準違反	農産物及び その加工品	【輸】スナップエンドウ (タイ)	残留基準違反 (プロピコナゾール)	輸入者を所管する 自治体に通報
8		添加物の 使用基準違反	魚介類及び その加工品	しらす干し	添加物の使用基準違反 (過酸化水素)	製造者を所管する 自治体に通報
9			農産物及び その加工品	【輸】乾燥果実 (アメリカ)	添加物の使用基準違反 (二酸化硫黄)	輸入者を所管する 自治体に通報
10	【輸】乾燥果実 (アメリカ)			添加物の使用基準違反 (二酸化硫黄)	輸入者を所管する 自治体に通報	
11	食品衛生法 第11条第3項	残留農薬の 一律基準違反	農産物及び その加工品	【輸】冷凍グリーンピー ス(ポーランド)	残留基準違反(一律基準) (チアクロプリド)	輸入者を所管する 自治体に通報
12	食品表示法 第5条	添加物表示 なし	農産物及び その加工品	食パン	表示に記載のない スクラロースを検出	製造者を所管する 自治体に通報
13			その他の 食品	【輸】調味料(タイ)	表示に記載のない アセスルファミウムを検出	輸入者を所管する 自治体に通報
14			肉・卵類及び その加工品	【輸】加熱食肉製品 (加熱後包装) (中国)	表示に記載のない アスコルビン酸を検出	輸入者を所管する 自治体に通報

※【輸】は輸入食品